

# 持続化給付金（コロナ関連）

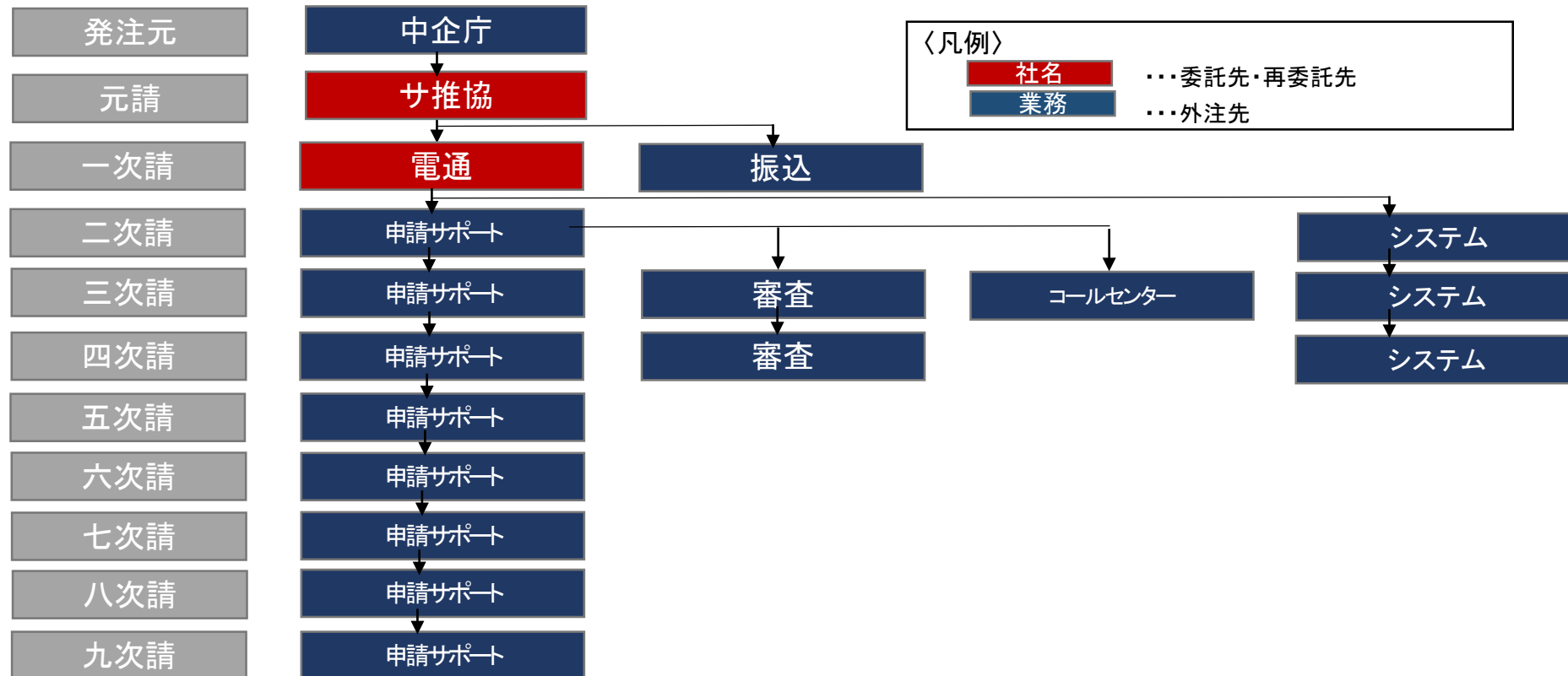
令和5年11月11日（土）  
事務局説明資料

# 1. 事業概要

- 目的：中小法人・個人事業者等で売上が前年比50%以上減少した者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給（用途の限定なし）。
- 支給金額：中小法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円。
- 申請期間：令和2年5月1日～3年2月15日
- 申請方法：電子申請
- 申請サポート：電子申請が困難な者向けに申請サポート会場を全国に設置（延べ620会場⇒33万社をサポート）
- 受託業者：2者
  - ① サービスデザイン推進協議会（5/1～8/31申請分）
  - ② デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー（9/1～2/15申請分）

## 2. サービスデザイン推進協議会

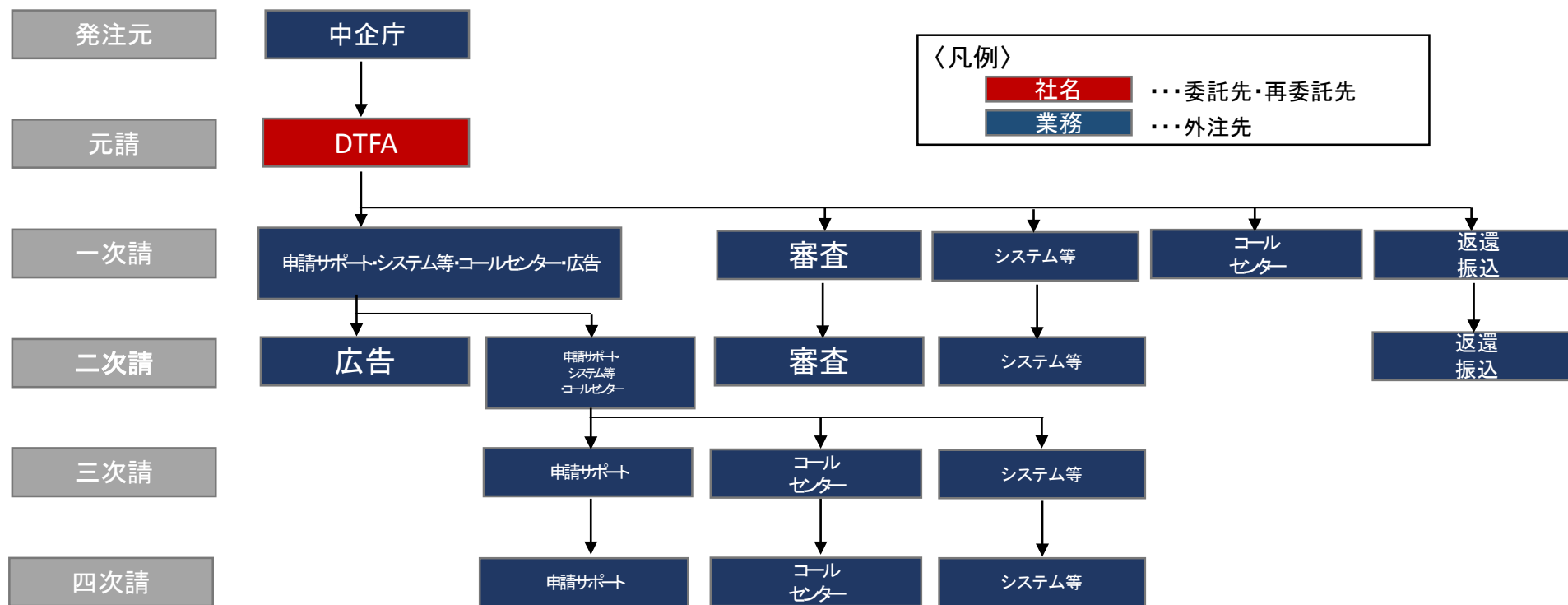
- 令和2年5月1日～8月31日申請分（336万件、4.4兆円給付）に対応
- 支払経費（契約期間：令和2年4月30日～3年5月31日）は669億円



出所：令和2年度持続化給付金事務事業の確定検査報告書（中小企業庁）

### 3. デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー（DTFA）

- 令和2年9月1日～3年2月15日申請分（88万件、1.1兆円給付）に対応
- 支払経費（契約期間：令和2年8月14日～4年6月30日）は 306億円



# 主な論点

- 事業執行にあたり、再委託や複層的な外注を重ねたことにより、支出の無駄や非効率な業務が発生していなかったか。十分な情報開示がなされたか。
- 持続化給付金の支給額（約5.5兆円）についての十分な効果検証を行うべきではないか。
- 今後の危機に備えて、デジタル技術の活用も踏まえた事業者への適切かつ迅速な給付の在り方について検討するべきではないか。